



岐阜労働局

令和7年度第1回 岐阜地方労働審議会 岐阜労働局行政運営方針の推進状況

令和7年9月末現在

令和7年11月25日（火）10時30分～
岐阜合同庁舎 5階 共用第1会議室

目次

III 最低賃金・賃金の引上げに向けた支援、 非正規雇用労働者への支援	1 P
IV リスキリング、労働移動の円滑化	4 P
V 人材確保の支援の推進	10 P
VI 多様な人材の活躍促進と職場環境 改善に向けた取組	12 P
VII 労働保険適用徴収業務の適正な運営	33 P

(1) 賃金の引上げに取り組む中小企業等への支援

- 生産性向上(設備・人への投資等)や非正規雇用労働者の処遇改善等を通じ、賃上げを支援する「賃上げ」支援助成金パッケージの周知。
- 業務改善助成金により企業のニーズに応じた支援をするとともに、「ぎふ働き方改革推進支援センター」において生産性向上等に取り組む事業主を支援。

<これまでの実施状況>

◆「賃上げ」支援助成金の周知

- ・労使関係団体、業種別団体、社労士会等を通じた事業主への周知。
- ・労使関係団体のセミナーや説明会での説明。
- ・ぎふ労働局通信(臨時号)発行による広報。



◆業務改善助成金申請状況

交付申請468件
(昨年同期436件 昨年比107%)

◆ぎふ働き方改革推進支援センターによる支援実績

(4~9月累計)

- ・相談支援数 59件(全576件中)
- ・セミナー(Web) 2件(全 26件中)
(「生産性向上による賃金引上げ」、「業務改善助成金」に関するもの)



<今後の取組>

- ・助成金の活用に向けた周知、ぎふ働き方改革推進支援センターによる相談支援やセミナー等を積極利用勧奨。
- ・地域の政労使の代表者や地方公共団体の協力を得て、地方版政労使会議等を開催し、賃上げに向けた機運を醸成する。

(2) 最低賃金制度の適切な運営

- 最低賃金が賃金額のセーフティーネットとして適切に機能するように、県内の経済動向等を踏まえつつ、岐阜地方最低賃金審議会の円滑な運営を図る。
- 改正最低賃金の履行確保を図るため、積極的な広報、地方公共団体の広報誌掲載等により広く県民に周知を行うとともに、問題業種等に対する監督指導を実施。

<これまでの実施状況>

- ◆地域別最低賃金は7月1日に改正諮問。5回の専門部会を経て8月21日答申。10月18日発効、1,001円から64円UPの1,065円。
- ◆特定最低賃金3業種は7月1日に改正決定の必要性の有無について諮問、8月21日に自動車必要性有り、航空機、電機については必要性無しの答申。自動車専門部会での審議を経て10月14日、自動車1,057円から60円UP の1,117円で答申を受けた。12月21日発効予定。
- ◆県及び県内市町村へ広報誌、ホームページへの周知掲載を依頼。10月以降順次県及び市町村で掲載されている。
- ◆10月8日までに県及び県内市町村、行政機関、各種団体(378か所)に対して周知用ポスター等の掲示を依頼。
- ◆十六銀行のATMに広告掲載(10月17日～11月16日)、イオンモール各務原インター店内のエレベーター扉への広告掲示(10月16日～11月12日)を行った。



<今後の取組>

- ・地域別最低賃金及び特定最低賃金に係る周知用ポスター等を作製(岐阜県版)し周知広報に取り組む。
- ・各労働基準監督署において、第4四半期に最低賃金の履行確保を図るため、監督指導を実施する。

(3) 同一労働同一賃金の遵守の徹底

- パートタイム・有期雇用労働法の報告徴収や労働者派遣法の指導監督を、労働基準監督署、雇用環境・均等室及び需給調整事業室が連携のうえ、効率的に実施し、是正指導の実効性を高めることで、同一労働同一賃金の遵守徹底を図る。

<これまでの実施状況>

◆パートタイム・有期雇用労働法の報告徴収

報告徴収実施企業数（うち監督署チェックリスト契機）	99社（82社）
助言実施企業数	50社
法第18条助言件数（法違反） (うち均等待遇：法第8条)	135件（8件）
賞与・基本給に関する法第19条助言企業数 (法違反ではないもの)	20社

◆監督署のチェックリスト回収企業数

パートタイム・有期雇用労働者 (うち、法違反の疑いがあるもの)	250社 (21社)
派遣労働者	79社

<今後の取組>

- ・労働基準監督署が回収したチェックリストをもとに、パートタイム・有期雇用労働法に基づく報告徴収を行い、法違反が確認された場合は是正・指導を行うとともに、法違反には当たらないものの、基本給・賞与の均等・均衡待遇に関する改善に向けた取組が望まれる企業に対しては、助言を行い、見直しを勧奨する。
- ・「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版」(令和7年6月13日閣議決定)を踏まえ、労働基準監督署等が行う集団指導や説明会等において、同一労働同一賃金の取組の更なる徹底の要請を行う。

(4) 非正規雇用労働者の待遇改善・正社員転換を行う企業への支援

- 非正規雇用労働者の待遇改善等に取り組む事業主を支援する「キャリアアップ助成金」各コースの周知や活用勧奨(年収の壁対策を含む。)を図り、ぎふ働き方改革推進支援センターによる相談支援やコンサルティング等のきめ細かな支援を行う。

<これまでの実施状況>

◆ぎふ働き方改革推進支援センターによる支援実績(4~9月累計)

- ・相談支援数 44件(全576件中)
- ・セミナー(Web) 5件(全 26件中)
(「同一労働同一賃金」、「キャリアアップ助成金」に関するもの)

<今後の取組>

- ・引き続き助成金の活用勧奨を図るとともに、ぎふ働き方改革推進支援センターによるコンサルティングを実施し、非正規雇用労働者の待遇改善につなげる。

1 リスキリングによる能力向上支援

(1) 教育訓練給付等による労働者個々人の学び・学び直しの支援の促進

- 令和6年に成立した「改正雇用保険法」により、同年10月から給付率が引き上げられた「教育訓練給付制度」について、様々な機会を捉えて積極的な周知を実施するとともに、理由を問わず電子申請を行うことができることについても引き続き周知を実施。

<これまでの実施状況>

- ハローワークやキャリア形成／リ・スキリング支援センターにおいて「教育訓練給付」制度及び理由を問わず電子申請が可能であることの周知を行い、活用拡大に努めた。
- 岐阜県と協力し令和7年10月開設のリスクリギングポータルサイト「ぎふリスクリギング・ナビ」への掲載・活用周知を実施。

<今後の取組>

- 引き続き電子申請の利用が可能であること、専門実践及び特定一般教育訓練給付制度の周知により活用を促す。
- 併せて、本年10月から施行された教育訓練休暇給付金の周知も行い、教育訓練給付の更なる活用に努め、労働者の主体的な能力開発を支援する。



(2) 求職者支援制度の活用促進

- 雇用保険を受給できない方へ安定した職業への再就職や転職を促進するため、就職に必要な技能及び知識を習得するための求職者支援制度の積極的な周知・広報により制度の活用を推進。また、適切な訓練の受講勧奨が行えるよう、職員の知識向上に努める。

<これまでの実施状況>

- ◆在職中の非正規雇用労働者等も受講しやすい短時間やeラーニングによる訓練コースを設定し、制度の周知・活用に努めた。
- ◆ハローワークにおいては、職業訓練校と連携し、適切な受講勧奨を行うとともに、訓練知識の向上に努めた。



令和7年度	設定コース数	認定定員数	開講コース数	受講者数
基礎コース	6 コース	82人	6 コース	77人
実践コース	24 コース	381人	22 コース	278人
うち短時間	15 コース	240人	15 コース	199人
うち e ラーニング	6 コース	83人	4 コース	43人



<今後の取組>

- ・雇用保険を受給できない方や非正規雇用労働者等の就職に向け、就職に必要な技能や知識を習得する求職者支援制度の積極的な周知・広報を行うとともに、ハローワークにおける適切な受講勧奨に努める。
- ・非正規雇用労働者等の就労中の者が、受講しやすいよう短時間やeラーニングのコース設定を進める。
- ・ハローワークにおいては職業訓練校と連携し、適切な受講勧奨を行うとともに訓練知識の向上に努める。

(3) 公的職業訓練のデジタル推進人材の育成支援

- デジタル分野に係る公的職業訓練については、資格取得を目指すコースや企業実習付きコースへの訓練委託費等上乗せ措置に加え、「DX推進スキル標準」対応コースへの委託費等上乗せ措置により、訓練コースの設定促進を図る。
- ハローワークにおいては、デジタル分野に係る公的職業訓練への適切な受講勧奨により受講につなげるとともに、訓練開始前から終了後までの個別・伴走型支援により、デジタル分野における再就職の実現を図る。

<これまでの実施状況>

- ◆デジタル推進人材を育成するため、資格取得を目指すコースや企業実習付きコース、「DX推進スキル標準」に対応したデジタル分野の訓練コースを委託費等の上乗せ支給の対象としていることで、デジタル分野の訓練コースの設定促進を図った。
- ◆ハローワークにおいては、就職支援ナビゲーター等がデジタル分野に係る公的職業訓練への適切な受講勧奨をするとともに、訓練開始前から訓練修了3か月後までの間、担当者制により個別・伴走型の再就職支援を実施。

令和7年度	開講コース	うちデジタル分野コース	うちDX推進スキル標準対応コース
公共職業訓練	19コース 290人	2コース 30人	2コース 30人
求職者支援訓練	28コース 435人	8コース 140人	8コース 140人

<今後の取組>

- ・岐阜県及び(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構に対し、更なるデジタル分野の訓練コースの設定を要請。
- ・引き続き就職支援ナビゲーター等の担当者制による再就職支援を実施。

(4) 人材開発支援助成金による人材育成の推進

- 賃金助成額の引き上げ等の拡充に係る積極的な周知。
- 「人への投資促進コース」「事業展開等リスクリング支援コース」について積極的な周知を図り、適正執行に留意し迅速な支給決定を行う。

<これまでの実施状況>

◆事業主団体主催の研修会において制度説明、活用勧奨を実施した。

実績:A団体 約30社 B団体 約60人

制度開始からR7.9末までの実績	人への投資促進コース	事業展開等リスクリング支援コース
計画提出件数	202	558
支給決定件数	55	268

<今後の取組>

- ・不適正な助成金利用が疑われる事案もあることから、助成金の適正な利用を促しつつ、引き続き活用勧奨を行い人材育成の推進を図る。

人への投資



リスクリング



IV リスクリング、労働移動の円滑化

2 労働移動の円滑化

(1) 「job tag」や「しょくばらぼ」の活用による労働市場情報の見える化の促進

- 「job tag(職業情報提供サイト)」を活用した職業相談及び求人者への採用支援を進めるとともに、積極的な周知を行う。
- 「しょくばらぼ(職場情報総合サイト)」の利活用等について周知を行う。

<これまでの実施状況>

- ◆「job tag」、「しょくばらぼ」について、ハローワーク窓口での活用、各種セミナーやホームページ等を通じた積極的な周知を実施。



<今後の取組>

- ・「job tag」、「しょくばらぼ」の活用について、求人者及び求職者に対するマイページによる周知の拡大。加えて、業界団体が参加する会議等においても周知活動を行うことで更なる利用促進を図る。



(2) ハローワークにおけるキャリアコンサルティング機能の充実等

- ハローワークにおける職業相談・紹介業務について、オンラインで実施可能とし、利用者の利便性の向上を図る。
- 各ハローワークに「キャリア形成・リスクリング相談コーナー」を設置し、キャリアコンサルタントの常駐・巡回による相談支援を実施。
- ハローワーク職員に対し、キャリアコンサルタントの資格取得の促進を図る。
- 求職者に対し、ハローワークが実施している各種サービスの利用促進を図るため、SNS等を活用した周知・広報を実施。

<これまでの実施状況>

- ◆マザーズコーナーや新卒応援ハローワークを中心にオンラインによる職業相談・紹介業務を実施。
- ◆「キャリア形成・リスクリング相談コーナー」において、ジョブ・カードを用いたキャリアコンサルティング等を実施。
- ◆職員に対して、キャリアコンサルタント試験の直前対策として、面接試験のロールプレイ講習を7月に実施。
- ◆SNS等により定期的に各ハローワークの各種サービスや企業説明会などの周知・広報を行い、利用を促進。

<今後の取組>

- ・オンラインによる職業相談・紹介業務、キャリアコンサルタントの常駐・巡回による相談支援、及びハローワークが実施している各種サービスについては引き続きSNSやホームページ等による周知・広報を実施する。
- ・キャリアコンサルタント資格の取得を目的とした研修(11/5、17、21、12/5)の実施。更なる資格取得を促進するため、若手職員に対する研修会や試験直前の対策講習などを組織的・計画的に実施できる体制の整備を図る。

(3) 地域雇用の課題に対応する地方公共団体等の取組の支援

- 国と地方がその地域の課題に対する共通認識を持ち、それぞれの役割を果たすとともに、連携を行うことにより、雇用対策を実施。
- 一体的実施事業により、地方公共団体の行う就労支援と国が行う無料職業紹介をワンストップで実施。

<これまでの実施状況>

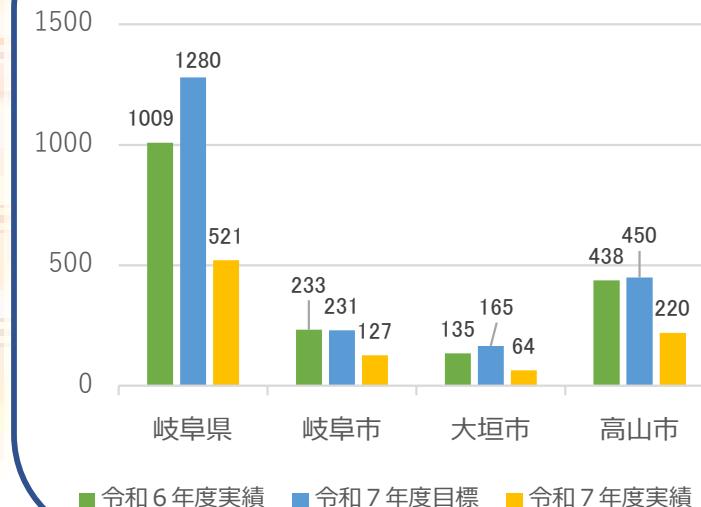
- ◆ 労働局・ハローワークと地方公共団体が一体となって総合的に雇用対策に取り組み、地域の課題に対応するとともに、ハローワーク所長による訪問等により、情報共有・意見交換を行い、緊密に連携。
- ◆ 地方公共団体からの提案をもとに、国(ハローワーク)が行う無料職業紹介等と地方公共団体が行う相談業務を同一拠点の窓口を設け、一体的実施の取組を推進。現在、岐阜県、岐阜市、大垣市、高山市で実施。

<今後の取組>

- 「雇用対策協定」を締結する地方公共団体とは、事業計画に基づき施策を実施するとともに、定期的なハローワーク所長の訪問等により把握した地域の課題・ニーズを踏まえ、地方公共団体と連携した取組を実施する。
- 一体的実施事業の枠組を活用し、引き続き地方公共団体と連携し、地域住民の利便性の向上を図り、更なる利用促進・就職支援に取り組む。



一体的実施事業取扱状況（就職件数）



※令和7年度実績は9月まで

(1) ハローワークにおける求人充足サービスの充実

- 求人事業所に対し、求人条件緩和や魅力ある求人票の作成支援等の助言、事業所情報の収集をきめ細かく行うなどの求人充足に向けたサービスを実施。

<これまでの実施状況>

- ◆応募者のデータや求職者の声を基にして、求職者が知りたい情報や求人内容の記載方法などを具体的に示すことで、求人条件の緩和や求人内容の充実の助言を行う「求人充足支援」を実施。
- ◆ハローワークの求人部門と職業相談部門が一緒に事業所訪問を行い、求人票だけでは得られない情報を収集することで付加価値の高い職業相談を実施。

<今後の取組>

- ・受理後、紹介や充足に至らない求人に対して、求職者目線に立った求人票記載内容の見直し提案や積極的なマッチング支援などのフォローアップを行い、求人充足サービスの充実を図る。

(2) 人材確保対策コーナー等における人材確保支援

- ハローワーク岐阜の専門窓口「人材確保・就職支援コーナー」を中心とし、医療・介護・保育・建設・運輸・警備の人材不足が顕著な分野のマッチング支援及び潜在求職者の積極的な掘り起こし等を実施。

<これまでの実施状況>

- ◆各分野の業界団体、行政機関が参画した人材確保対策推進協議会を通じて、関係機関と連携を図り、各種セミナー、説明会や出張相談等の人材確保支援を実施。
- ◆体験型の企業説明会や求職者へのアンケートを実施し、人材不足分野への理解促進や関心の喚起につなげるとともに、これら分野に目を向ける余地のある潜在求職者の掘り起こし。

<今後の取組>

- ・引き続き、協議会構成員の関係機関と連携し、これらの分野の魅力が伝わる体験型のイベントを開催するとともに、積極的なマッチング支援を実施。

■人材確保対策コーナーにおける支援状況（令和7年9月現在）

項目	実績
新規支援対象者数	1, 317人
紹介就職者数	757人

(3) 雇用仲介事業者（職業紹介事業者、募集情報等提供事業者）への対応

- 雇用仲介事業者に対するお祝い金・転職勧奨禁止に係る職業紹介事業の許可条件の追加、職業紹介事業者の手数料実績の公開義務化の適切な履行勧奨の実施。
- 「闇バイト」募集の防止、排除等に関する不審な求人情報の岐阜県警察本部への迅速な情報提供及び不法な求人の不受理取扱の周知徹底。

<これまでの実施状況>

- ◆雇用仲介事業者に対する訪問指導を行い、お祝い金・転職勧奨禁止に係る職業紹介事業の許可条件の追加(令和7年1月施行)、職業紹介事業者の手数料実績の公開義務化(令和7年4月施行)の改正職業安定法について周知、説明を実施。
(令和7年9月末雇用仲介事業者指導件数 39件)
- ◆訪問指導を行った事業者に「「闇バイト」に関する不審情報の掲載防止のためのチェックリスト」による不審な求人情報の収集を実施。
(令和7年9月末不審求人情報0件)。

<今後の取組>

- ・引き続き訪問指導による、改正職業安定法についての周知徹底及び不審な求人情報の収集に努めることに加え、職業紹介事業者を対象とした集団指導を実施し、これら取組の実効性を高める。



1 多様な人材の活躍促進

(1) 高齢者の就労による社会参加の促進、高齢者が安心して安全に働くための職場環境の整備

①70歳までの就業機会確保等に向けた環境整備や高年齢労働者の待遇改善を行う企業への支援

- 事業主と接触する機会を捉えて、65歳を超える定年年齢への引き上げ、継続雇用制度の導入等に向けた意識啓発・機運醸成を図る。
- 支援が必要な事業主には、(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構岐阜支部と効果的な連携を図る。

<これまでの実施状況>

- ◆求人提出時や高年齢者雇用状況等報告書提出時などハローワークと事業主が接する機会を通じ環境整備や助成金に係る周知・意識啓発・機運醸成を図った。
- ◆(独)高齢・障害・求職者支援機構の70歳雇用推進プランナーと連携し、各企業へ訪問することにより専門的な相談・援助業務を実施。

<今後の取組>

- 引き続き周知・意識啓発・機運醸成に取り組むとともに、令和7年高年齢者雇用状況等報告書において、「65歳を超えて働く制度の整備を検討中」と回答した事業所に対して、ハローワークと70歳雇用推進プランナーとが連携し、各企業の実情に応じた人事管理制度や待遇体系の見直しなど、具体的・実践的な助言や提案などに取り組む。



②ハローワークにおける生涯現役支援窓口などのマッチング支援

- 65歳以上の再就職支援に重点的に取り組むため、ハローワーク岐阜、大垣、多治見、高山、関に設置する「生涯現役支援窓口」において、高齢者のニーズ等を踏まえた職業生活の再設計に係る支援やチーム支援による効果的なマッチング支援を実施。

<これまでの実施状況>

- ◆高齢者一人ひとりの要望に沿った多様な就業機会提供のため、ハローワークのチーム支援による「生涯設計就労プラン」の作成、応募書類の書き方及び面接に対する姿勢など各種セミナーの開催や企業説明会・見学会などを実施。



<今後の取組>

- 高齢者一人ひとりの要望に沿った多様な就業機会提供のため、ハローワークのチーム支援による「生涯設計就労プラン」の作成、応募書類の書き方及び面接に対する姿勢など、各種セミナーの開催や企業説明会・見学会などに取り組む。

VI 多様な人材の活躍促進と職場環境改善に向けた取組

1 多様な人材の活躍促進

(2) 障害者の就労促進

①ハローワークのマッチング機能強化による障害者の雇入れ等の支援

- 法定雇用率の段階的引上げ等により、雇用率未達成企業の増加が見込まれるため、特に除外率設定業種や新たに雇用義務が生じる企業に対し障害者雇用を進めるにあたっての助言等雇い入れ支援を早期に実施。
- 障害者を一人も雇用していない企業等に対して、ハローワークと地域の関係機関が連携しチーム支援を実施。

<これまでの実施状況>

- ◆ 令和7年4月より除外率が10ポイント引下げとなり、新たに雇用義務が生じる企業を中心に訪問、各種セミナーや会議等の機会を通じ周知・啓発を実施。
- ◆ 雇用率未達成企業においては、障害者雇用の経験やノウハウが不足しているケースが多いことから、障害者就業・生活支援センター、その他関係機関とも連携した「チーム支援」により、雇入れ準備から採用、定着まで継続的な支援を実施。



<今後の取組>

- 令和8年7月より雇用率が2.7%に引上がるため、対象企業への訪問、各種セミナー、会議等で広く周知・啓発を行う。
- 障害者雇用の経験、ノウハウが不足している企業を中心に「チーム支援」を活用すると共に、県内各地域にて障害者就職面接会を開催し、障害者の雇用促進を図る。

雇用率制度における算定方法（赤枠が特定短時間労働者）

週所定 労働時間	30H以上	20H以上 30H未満	10H以上 20H未満
身体障害者	1	0.5	-
	重度	2	0.5
知的障害者	1	0.5	-
	重度	2	0.5
精神障害者	1	0.5 ※	0.5

※当分の間、一定の要件を満たす場合は1カウント

<これまでの実施状況>

- ◆ 特定短時間労働者の実雇用率の算定、障害者の職業能力開発及び向上について、除外率引き下げ等の周知とともに、企業への訪問・各種セミナー・会議等で広く周知を行った。

<今後の取組>

- 改正法の趣旨について広く周知を行い、長時間働くことができない特定短時間労働者に該当する障害者の雇用促進について、企業の理解を図る。

VI 多様な人材の活躍促進と職場環境改善に向けた取組

1 多様な人材活躍促進

(2) 障害者の就労促進

③精神障害者、発達障害者、難病患者等の多様な障害特性に対応した就労支援

●ハローワークに専門の担当者を配置するなど多様な障害特性に対応した就労支援を実施。

●発達障害等により就職活動に困難な課題を抱える学生等については就職準備から職場定着までの一貫した支援を実施。

<これまでの実施状況>

- ◆ハローワークに配置した専門の担当官、精神・発達障害者雇用センター、障害学生等雇用センター、難病患者就職センターにより、障害特性に応じた就職準備段階から就職後の定着までの個別支援を実施。
- ◆精神・発達障害の特性を働く職場の同僚にも理解を促すことにより、精神・発達障害者の良き理解者(センター)となってもらうことを目的とした「精神・発達障害者しごとセンター養成講座」を定期的に開催し、企業の受入体制、定着についての支援を実施。(9月現在 3回 68名)
- ◆教育現場の教師、保護者や障害者就労支援機関の支援者等を対象に専門医による「発達障害者支援セミナー」を開催。(8月7日実施 158名参加)

④公務部門における障害者の雇用促進・定着支援

●法定雇用率が令和8年7月から3.0%に引き上げられる中、雇用率達成に向けた計画的な採用が行われるよう啓発、助言を実施。

<これまでの実施状況>

- ◆公的機関向け「精神・発達障害者しごとセンター養成講座」により、障害に対する理解の促進を深め、定着支援を実施。
- ◆雇用不足の公的機関を訪問し、雇用率達成に向けた障害者の雇用促進の啓発・助言を実施。
- ◆公務部門においても、障害者就職促進を図るため、今後開催予定の県内各地域の就職面接会についても広く周知を行い公務部門も参加。



<今後の取組>

- ・近年増加傾向にある精神・発達の障害者に対し、専門の担当官による障害特性に応じた個別支援を行う。
- ・「精神・発達障害者しごとセンター養成講座」を今後も定期的に開催し、企業の理解者(センター)を養成することで、企業の理解促進・受入体制の整備・定着支援を行う。

<今後の取組>

- ・公務部門においては、民間企業に対して率先垂範して、雇用率達成について遂行すべき立場であり、雇用率未達成機関については、速やかに雇用率達成に向け計画的な採用がなされるよう啓発・助言を行うと共に、就職面接会、ミニ面接会等を活用し、障害者の雇用促進を図る。
- ・障害者の雇用促進の啓発・助言を行った雇用不足の公的機関に対して、随時進捗管理を行い12月末までの不足解消を図る。

(3) 外国人求職者への就職支援等、適切な外国人材の確保等に向けた実態把握

①外国人求職者等に対する就職支援

ア 外国人留学生等に対する相談支援の実施

ハローワークの留学生コーナーにおいて、大学のキャリアセンター等と緊密に連携し、留学早期から就職準備に向けた情報提供等の支援を行う。

<これまでの実施状況>

- ◆岐阜新卒応援ハローワークとハローワーク大垣の留学生コーナーにおいて、大学のキャリアセンター等と連携を密にし、情報提供を実施。
- ◆相談件数99件(R7.9月末現在)

<今後の取組>

- 留学生コーナーにおいて、大学のキャリアセンターとの効果的な連携を図り、相談支援、情報提供等の支援をに取り組む。



イ 定住外国人等に対する相談支援の実施

ハローワーク岐阜、大垣、多治見、関、美濃加茂に設置する外国人雇用サービスコーナーにおいて、専門相談員による職業相談等により、早期再就職支援及び安定的な就労確保に向けた支援を実施。

<これまでの実施状況>

- ◆外国人雇用サービスコーナーにおいて、日本語研修の受講斡旋、職業相談や紹介、求人者との労働条件等の交渉などの就職支援を実施。

新規求職者数1,173名、紹介就職件数270件、
就職率23.0% (R7.9月末現在)

<今後の取組>

- 外国人サービスコーナーに置いて、定住外国人に対する再就職支援に取り組む。

ウ 外国人就労・定着支援事業の実施

日本の職場におけるコミュニケーション能力の向上等に関する知識の習得を目的とした研修を通じ、安定的な就職と職場への定着が可能となるよう、受託事業者と連携した就労・定着支援を行います。

<これまでの実施状況>

- ◆安定的な就労及び職場定着の促進をはかることを目的とした日本語研修(厚生労働省が日本国際協力センターに業務委託)について、積極的な受講斡旋を実施。

受講者56名(R7.8月末現在)

<今後の取組>

- 安定的な就労等の促進をめざし外国人サービスコーナーを中心に、積極的な研修受講に取り組む。



(3) 外国人求職者への就職支援等、適切な外国人材の確保等に向けた実態把握

② 外国人労働者の適正な雇用管理に関する助言・援助等の実施

「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針」に基づき、事業所訪問及び労働局やハローワークにおける事業主向けの雇用管理セミナーの実施等を通じて、適正な雇用管理に関する助言・援助等を積極的に行う。

<これまでの実施状況>

- ◆ 外国人雇用対策担当官による外国人雇用管理セミナーの実施。6回、394名受講。
- ◆ ハローワーク職員及び外国人雇用管理アドバイザーが外国人を雇用する事業所を訪問し雇用管理状況の確認、改善のための助言を行うとともに、雇用維持のための相談を実施の上「外国人雇用管理指針」に関する周知啓発を実施。事業所訪問件数246件。

<今後の取組>

- ・ ハローワーク職員及び外国人雇用管理アドバイザーにより、外国人を雇用する事業所を訪問し、雇用管理状況の確認、改善のための助言を行うとともに、雇用維持のための相談を実施のうえ「外国人雇用管理指針」に関する周知啓発の実施に取り組む。
- ・ 名古屋出入国在留管理局、市町村、年金事務所、岐阜県警など関係機関が連携し行われる「外国人のための合同相談会」に協力し、複数の分野にまたがる外国人からの相談に対応する予定。(R7.12.7美濃加茂市にて開催予定)



(4) 就職氷河期世代を含む中高年層へ向けた就労支援

- ハローワーク岐阜に設置する就職氷河期世代を含む中高年層支援の専門窓口である「キャリアアップコーナー」において、就職から職場定着まで一貫した支援を実施。

<これまでの実施状況>

- ◆担当者制による個別支援。
- ◆応募書類作成、面接指導。
- ◆各種セミナー、面接会の開催。
- ◆中高年層限定・歓迎求人への紹介。
- ◆就職後の継続的な職場定着支援。



■キャリアアップコーナーでの支援状況（4～9月実績）

項目	実績
新規支援対象者数	460人
正社員紹介就職者数	158人

<今後の取組>

- ・支援対象求職者のニーズに合った中高年層限定・歓迎求人の開拓
- ・関係団体との連携を図り、専門窓口の周知及び誘導。
- ・電話等により、就職後の早期に定着支援を実施。

(5) 新卒応援ハローワーク等における困難な課題を抱える新規学卒者等への支援

- 学校との情報共有により就職活動に際して困難な課題を抱える支援対象者の早期把握、関係機関と連携した支援を実施。
- 学生生活のできる限り早期から、新卒応援ハローワーク等の支援内容の周知を図るととも、就職活動に乗り遅れた学生や年度後半になっても内定を得ることができない学生に対しても、時期に応じたきめ細かな支援を実施。

<これまでの実施状況>

- ◆就職支援ナビゲーターの担当者制による支援により正社員就職した件数 673件
- ◆新卒応援ハローワークにおいて履歴書・職務経歴書の添削や面接指導などの各種セミナー及び臨床心理士相談を実施。



<今後の取組>

- ・就職支援ナビゲーターの担当者制による個々のニーズに沿ったきめ細かな個別支援を行うとともに、関係機関と連携した支援に取り組む。

(6) 地域若者サポートステーションにおける若年無業者等への就労支援

- 就労に当たって課題を有する無業者に対し、地域若者サポートステーションにおいて、地方公共団体と連携しながら職業的自立に向けた継続的な就労支援を実施。

<これまでの実施状況>

◆相談支援事業

- ・新規登録者数 89人
- ・各種セミナーの実施 161回 705人
- ・職場体験等の実施 のべ26社 67人
- ・就職者数 33人



<今後の取組>

- ・就労・生活相談を基に各種セミナー及び職場体験等を実施、コミュニケーションスキルの向上を図りつつ、職業的自立に向けた継続的な支援に取り組む。

(7) 正社員就職を希望する若者への就職支援

- 正社員就職を希望する(35歳未満で安定した就労の経験が少ない求職者)を対象に、わかもの支援コーナー等に配置された就職支援ナビゲーターによるきめ細かな個別支援を通して正社員就職を支援。

<これまでの実施状況>

- ◆就職支援ナビゲーターの担当者制による就職支援
- ・支援対象者数 119人
- ・正社員就職件数 95人
- ◆わかもの支援コーナー及びハローワークにおいて履歴書・職務経歴書の添削や面接指導などの各種セミナーを実施。



<今後の取組>

- ・就職支援ナビゲーターの担当者制による個々のニーズに沿ったきめ細かな個別支援を行うとともに、履歴書・職務経歴書の添削や面接指導などの各種セミナーを実施し正社員就職に向けた支援に取り組む。

2 女性活躍推進に向けた取組促進等

(1) 女性活躍推進法等の履行確保等

- 女性活躍推進法に基づく男女間賃金の差異の情報公表等について履行確保を図るとともに、男女雇用機会均等法の遵守を図る。
- 「えるぼし」認定取得に向けた働きかけを行うとともに、改正女性活躍推進法について周知に取り組む。

<これまでの実施状況>

- ◆女性活躍推進法に基づき、労働者数301人以上の事業主に義務付けられている男女間賃金の差異に係る情報公表等について、報告徴収等の実施により、履行確保を図った。
- ◆男女雇用機会均等法の履行確保について、報告徴収の実施により、性別を理由とした差別的取扱いに該当しないか等を確認し、法の履行確保を図った。
- ◆「えるぼし」認定を推進するとともに、認定通知書交付式の開催等により、管内企業の女性の活躍推進の機運を高めた。

◆一般事業主行動計画届出状況

	届出数（届出率）
義務企業	784社（99.7%）
義務企業以外	171社（－）

◆報告徴収（均等法・女活法を一体的に実施）

報告徴収実施数	28社
助言実施数	14社
助言件数	30件
助言内訳	計画の公表 6件 従業員への周知 7件 情報公表 12件 その他 6件

◆「えるぼし」認定状況

えるぼし 3段階目	26社 (5社)
えるぼし 2段階目	7社 (1社)
えるぼし 1段階目	1社

※括弧内は今年度の認定企業数

◆「えるぼし」認定通知書交付式



<今後の取組>

- ・引き続き、男女間賃金の差異の情報が未公表の企業について、速やかに公表がなされるよう助言等を行う。
- ・えるぼし認定取得に向けた働きかけを実施する。
- ・改正女性活躍推進法について、円滑な施行に向けて、説明会を開催する等、あらゆる機会を通じて周知に取り組む。

(2) マザーズハローワーク等による子育て中の女性等に対する就職支援の実施

- ハローワーク岐阜、大垣、多治見、高山において「マザーズコーナー」を設置し、求職者のニーズに応じたきめ細かな就職支援を実施するとともに、子育て支援拠点や関係機関と連携してアウトリーチ型の支援を実施。

<これまでの実施状況>

- ◆マザーズコーナー設置所管内の6市3町への出張相談によるアウトリーチ支援を実施。また、オンラインで定期相談を1市で実施。
- ◆岐阜所のマザーズコーナーをオンライン化を推進する施設として指定し、求職者マイページを活用した情報提供や職業相談及び職業紹介などをオンラインで提供
- ◆SNS及びホームページを活用して、就職支援メニューなど各種セミナー、就職面接会などの開催情報を発信。



<今後の取組>

- ・アウトリーチ型支援の更なる拡充及び、子育て支援拠点や関係機関との連携を強化し、潜在求職者の掘り起こしを図る。
- ・求職者の利便性に合わせた、オンライン相談及びオンライン紹介による就職支援の強化。
- ・仕事と家庭の両立がしやすい求人の確保、事業所情報の収集及び事業所への周知活動を実施。



3 総合的なハラスメントの防止

(1) 職場におけるハラスメント防止措置義務の履行確保

- パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント等、職場におけるハラスメント防止措置を講じていない事業主に対し、厳正な指導を実施する等、法の履行確保を図る。

<これまでの実施状況>

- ◆パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、妊娠・出産等、育児・介護休業等に関するハラスメントに関する相談について、労働者の立場に配慮しつつ、適切に対応を行った。
- ◆職場におけるハラスメント防止措置を講じていない事業主に対し、報告の請求等実施し、法の履行確保を図った。

◆ハラスメント関係の相談状況

◆法の履行確保

ハラスメント関係の相談件数（合計）	1,405件
セクハラ等	69 件
マタハラ等	140 件
パワハラ	770 件
いじめ・嫌がらせ	426 件

	男女雇用機会均等法	育児・介護休業法	労働施策総合推進法 (パワーハラスメント関係)
報告徴収等実施数	セクハラ、マタハラ等に関するハラスメント防止対策主眼の報告徴収は労働施策総合推進法の報告の請求（右欄）と一体的に実施（個別事案を除く。）。	29社 22社 25件	
助言実施			
助言件数			
紛争解決援助	妊娠等不利益 2件 セクハラ防止措置 1件 母性健康管理措置 1件	不利益取扱（育休）1件 不利益取扱（育休以外）1件	パワハラ防止措置 3件
調停件数	0件	0件	パワハラ防止措置 5件

・個別労働紛争解決制度の助言は27件、あっせんは12件（不参加含む）。

<今後の取組>

- ・12月の「ハラスメント撲滅月間」を中心に周知啓発を図る。
- ・引き続き、職場におけるハラスメント防止措置を講じていない事業主に対し、厳正な指導を実施する。
- ・ハラスメントの紛争解決援助や調停を適切に実施する。

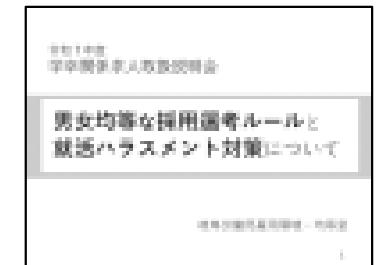
VI多様な人材の活躍促進と職場環境改善に向けた取組

(2) カスタマーハラスメント対策及び就職活動中の学生等に対するハラスメント対策の推進

- カスタマーハラスメント対策を推進するため、「カスタマーハラスメント対策企業マニュアル」等を活用し、取組を促す。
- 就活ハラスメントについて、事業主に望ましい取組の周知徹底や「あかるい職場応援団」活用を促進し、取組を促す。
- 改正法案が成立した場合は、改正内容が労使に十分に理解されるよう周知に取り組む。

<これまでの実施状況>

- ◆ハローワーク主催の求人説明会等において、事業主に対し、就活ハラスメントの取組について周知した。
- ◆6月にカスタマーハラスメント対策を雇用管理上の措置義務をすることを内容とする改正労働施策総合推進法等が成立したことから、関係機関が主催する説明会や会議等において改正内容を説明するとともに、「ぎふ労働局通信」等で改正法の内容を周知した。



<今後の取組>

- ・12月18日に「カスハラ対策実践セミナー」（新はづらつ職場づくり推進事業）を開催。
- ・改正法について、省令、指針等、具体的な内容が決まり次第、改正内容について労使に十分理解されるようあらゆる機会を通じて周知を図る。

4 仕事と育児・介護の両立支援、多様な働き方の実現に向けた環境整備

(1) 仕事と育児・介護の両立支援

- 令和6年に改正された育児・介護休業法の着実な履行確保を図る。
- 両立支援等助成金の支給により、仕事と育児・介護が両立しやすい職場環境整備に取り組む事業主を支援。
- 次世代育成支援対策推進法について、優良企業に対する「くるみん」認定について周知を図るとともに、認定取得に向けた働きかけを行う。併せて不妊治療と仕事の両立支援に取り組む企業には「くるみんプラス」認定の取得について周知。
- 改正雇用保険法により創設された「出生後休業支援給付」及び「育児時短就業給付」について、円滑な施行を図る。

<これまでの実施状況>

- ◆令和7年4月・10月に段階施行された育児・介護休業法について、周知に取り組むとともに、事業主に対する報告徴収・是正指導等を実施。
- ◆「くるみん」認定を推進するとともに、認定通知書交付式の開催等により、管内企業の仕事と育児の両立支援の機運醸成を図った。

◆報告徴収（育児・介護休業法）

報告徴収実施数	83 社
助言実施数	83 社
助言件数	272 件
うち雇用環境整備措置	63 件

◆一般事業主行動計画届出状況

	届出数（届出率）
義務企業	779社（99.8%）
義務企業以外	1155社（－）

◆「くるみん」認定状況

	プラチナくるみん (プラス含む)	7社 (2社)
	くるみん (プラス含む)	76社 (3社)
	くるみんプラス	3社

◆「プラチナくるみん」認定通知書交付式



◆出生後休業支援給付金、育児時短就業給付金支給状況

出生後休業支援給付金	1,144件
育児時短就業給付金	2,014件

<今後の取組>

- ・改正育児・介護休業法について、着実な履行確保を図るとともに、育児休業の取得等を理由とする不利益取扱いが疑われる事案を把握した場合は、事業主に対する積極的な報告徴収・是正指導等を行う。
- ・「くるみん」認定について周知を図るとともに、認定取得に向けた働きかけを行う。
- ・引き続き、事業主や雇用保険被保険者に対して給付金の周知に取り組む。

(2) 多様な働き方の実現に向けた環境整備

- 改正育児・介護休業法において、育児・介護のためのテレワーク導入が努力義務とされたことから、テレワークガイドラインや各種助成金の周知等を行う。
- 勤務間インターバル制度の導入、年次有給休暇の取得促進など、企業のおける働き方・休み方の改善を進めるため、働き方・休み方コンサルタントによる訪問コンサルティング、「働き方・休み方改善ポータルサイト」の活用周知、働き方改革推進支援助成金による支援等を行う。

<これまでの実施状況>

- ◆テレワークの導入については、企業からの相談に対してガイドラインに沿った助言を実施。
- ◆働き方・休み方改善コンサルタントによる訪問コンサルティングは、27事業場に対して実施し、時間外労働の削減、年次有給休暇取得促進、多様な働き方などの「働き方・休み方改善プラン」を提案した。

<今後の取組>

- ・引き続き、働き方・休み方改善コンサルタントによる訪問コンサルティングにより、働き方・休み方の改善を図る。

(3) 新はつらつ職場づくり宣言事業

- 誰もが健康ではつらつと働くことのできる職場づくりに向け、労使で宣言項目を検討して取り組む「新はつらつ職場づくり宣言」事業による企業の登録を推進する。

<これまでの実施状況>

◆新はつらつ職場づくり宣言登録状況

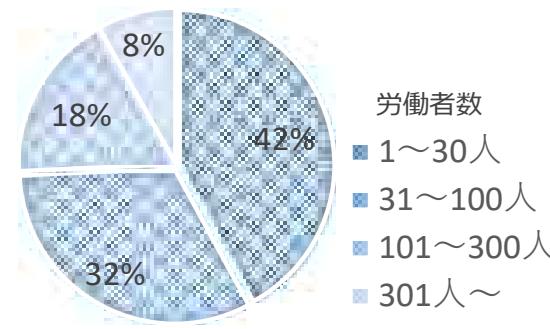
申請事業所数	1,221
登録事業所	1,217



<地域別>

岐阜	494
大垣	199
高山	97
多治見	100
関	127
恵那	110
岐阜八幡	94
計	1,221

<規模別>



<今後の取組>

- ・引き続き宣言事業の魅力を発信するとともに、宣言後3年を経過した企業へは最新施策を反映した内容への「宣言更新」を勧奨するなど、効果的なアプローチを実施する。

5 フリーランス等の就業環境の整備

(1) フリーランス・事業者間取引適正化等法の履行確保等

- フリーランス・事業者間取引適正化等法の違反に関する申出があった場合、委託事業者に対する調査、是正指導を行い、法の着実な履行確保を図る。
- 労働基準監督署に設置した「労働者性に疑義がある方の労働基準法相談窓口」に相談があった場合には、労働者性の判断基準を丁寧に説明するとともに、労働基準法違反等の申告がなされた場合には、労働者性の有無を判断し、必要な指導を行う。
- フリーランスと委託事業者との取引上のトラブルについて相談があった際には、「フリーランス・トラブル110番」を紹介する等適切に対応する。

<これまでの実施状況>

◆フリーランス・事業者間取引適正化等法による調査等

調査等実施事業場数（うち申出事案）	24事業場（2事業場）
助言実施事業場数（法違反指摘）	22社 ・すべて法第14条のハラスメント防止措置

<今後の取組>

- ・引き続き委託事業者に対する調査や是正指導を行い、法の履行確保を図る。

(2) 労災保険特別加入制度のフリーランスへの対象拡大

- 企業等から業務委託を受けている特定フリーランス事業の方へ特別加入制度を広く周知し、特別加入を希望する特定フリーランス事業の方に対して、特別加入団体として承認を受けている団体の周知、説明等適切な対応の実施。

<これまでの実施状況>

- ◆特定フリーランス事業の特別加入制度のリーフレットを労働基準監督署に設置。
- ◆特別加入を希望する特定フリーランス事業の方からの問い合わせ等について丁寧な説明を行った。
- ◆特定フリーランス事業の承認を受けた特別加入団体が、北海道局1団体、東京局5団体、愛知局1団体の合計7団体。

フリーランス（※）の皆さんへ

（※）特定受託事業に従事する方

令和6年1月から
労災保険に特別加入できるようになりました

<今後の取組>

- ・特定フリーランス事業の特別加入団体として承認されている団体を周知し、特別加入の相談について丁寧な説明に努める。
- ・新たに特定フリーランス事業に係る特別加入団体として承認を受けようとする団体からの相談については、引き続き丁寧な説明に努める。

6 安全で健康に働くことができる環境づくり

(1) 長時間労働の抑制

- 時間外・休日労働時間が1か月あたり80時間を超えていると考えられる事業場や過労死等の労災請求が行われた事業場に対する監督指導の実施
- 令和6年4月から時間外労働の上限規制が適用開始となった業種等を中心に、労働時間相談・支援班による改正法等の周知、労務管理等の支援の実施
- トラック運転者の長時間の荷待ち時間を発生させないこと等について、労働基準監督署から発着荷主への要請



<これまでの実施状況>

◆ 監督指導の実施(令和7年4月～9月)

時間外・休日労働時間が1月当たり80時間を超えていると考えられる事業場
(自動車運転者に係るもの除く) 174 件

◆ 労働時間相談・支援班による周知(令和7年4月～9月)

説明会: 21 回

(うち令和6年4月適用開始業種 建設業7回 自動車運送業1回)

訪問支援: 46件 荷主に対する要請: 120件



<今後の取組>

- ・長時間労働の抑制を主眼とした監督指導、労働時間相談・支援班による周知、支援については引き続き実施。
- ・過労死等防止啓発月間(11月)に「過重労働解消キャンペーン」を実施 ▶集中的な監督の実施 ▶過重労働相談受付集中期間(11/1～11/7) ▶過労死等防止対策進シンポジウム(11/13) ▶団体等への協力要請 ▶労働局長によるベストプラクティス企業との意見交換(11/17)

(2) 労働条件の確保・改善対策

- 賃金、労働時間等の一般労働条件の確保に向けた監督指導等を実施するとともに、重大・悪質な事案については司法処分も含めて厳正に対応。
- 技能実習生等の外国人労働者、自動車運転者の法定労働条件確保のため、関係機関と連携して、労働基準関係法令の周知を図るとともに、法令違反の疑いがある事業場に対して監督指導を実施。

<これまでの実施状況>

- ◆ 司法処分（令和7年1月～9月）
19件送検（労働基準法又は最低賃金法違反11件 労働安全衛生法違反 8件）
- ◆ 外国人労働者の労働条件確保対策（令和7年4月～9月）
技能実習実施機関に対する監督指導 28件
特定技能外国人受入事業場に対する説明会 13回
通報制度の状況 外国人技能実習機構→岐阜労働局 23件
岐阜労働局→外国人技能実習機構 5件
岐阜労働局→名古屋出入国在留管理局 5件
- ◆ 自動車運転者の労働条件確保対策（令和7年4月～9月）
長時間労働等が疑われる事業場に対する監督 64件
通報制度の状況 岐阜運輸支局→ 岐阜労働局 4件
岐阜労働局→岐阜運輸支局 1件



<今後の取組>

- ・一般労働条件の確保に向けた監督指導等を実施するとともに、重大・悪質な事案については司法処分を含め、厳正に対応。
- ・外国人労働者、自動車運転者等の法定労働条件確保対策を関係機関とも連携し、引き続き実施。

VI 多様な人材の活躍と魅力ある職場づくり

(3) 14次防を踏まえた労働者が安全で健康に働くことができる環境の整備

●岐阜労働局 第14次労働災害防止推進計画について

計画期間：2023（令和5）年度～2027（令和9）年度までの5か年

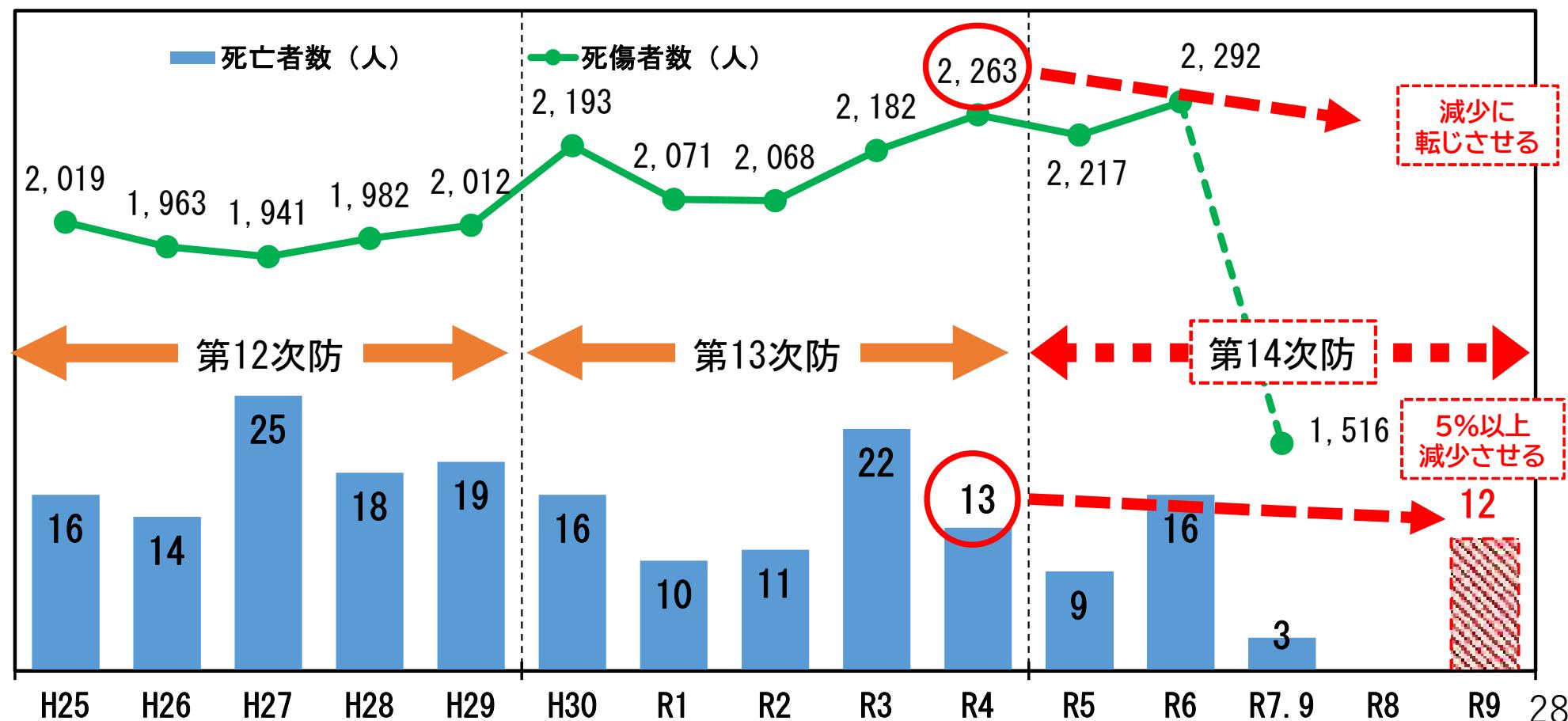
計画の目標：「**死亡災害**について、2022年と比較して**2027年までに5%以上減少させる。**」

2022（令和4年）死亡災害 13人 → 2027（令和9年）**12人以下**へ

「**死傷災害**について、2022年と比較して**2027年までに減少に転じさせる。**」

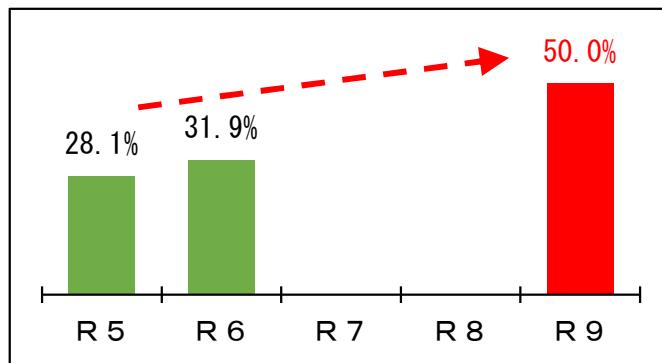
2022（令和4年）死傷災害 2,263人 → 2027（令和9年）**2,263人以下**へ

＜14次防 労働災害発生状況 コロナ感染症によるものを除く。＞ (R7はR7.9月末現在の速報値による。)

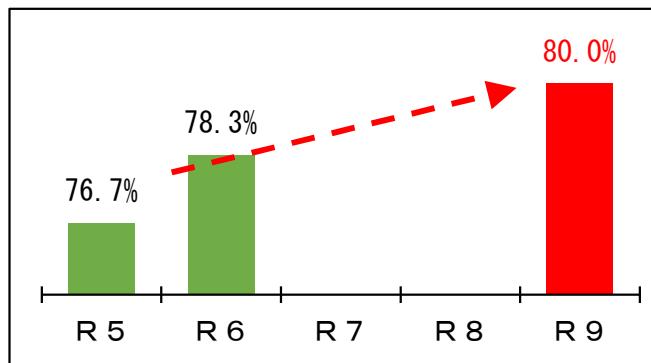


< 14次防 アウトプット指標（達成を目指す事項）の進捗状況 > (R7はR7.9月末現在の速報値による。)

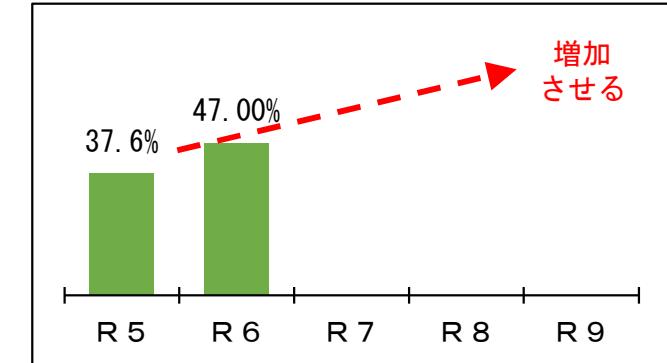
①転倒災害対策に取り組む事業場の割合



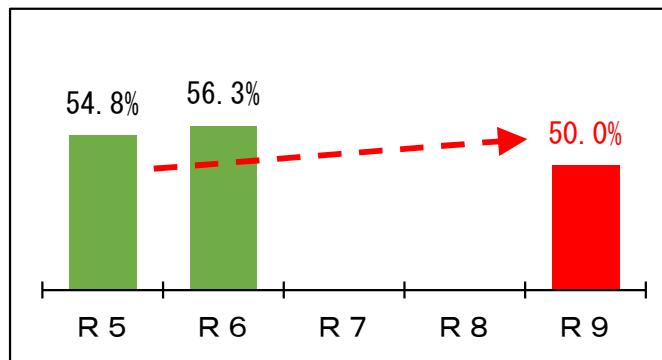
②卸売業・小売業及び医療・福祉の事業場における正社員以外への安全衛生教育の実施率



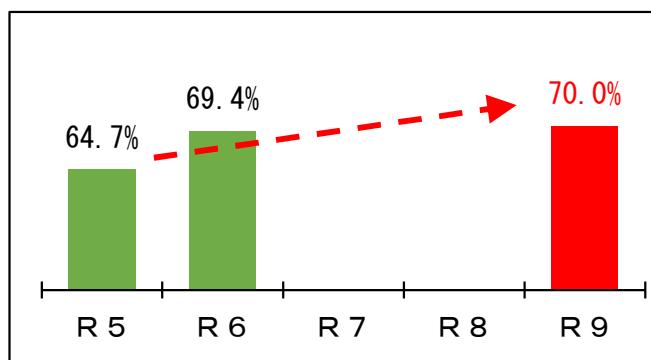
③介護・看護作業におけるノーリフトケア導入事業場の割合



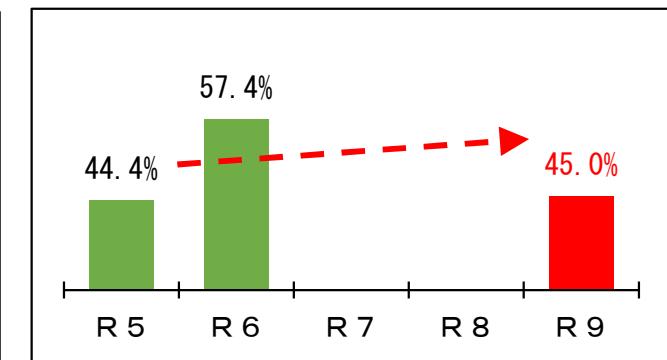
④エイジフレンドリーガイドラインに基づく取組事業場の割合



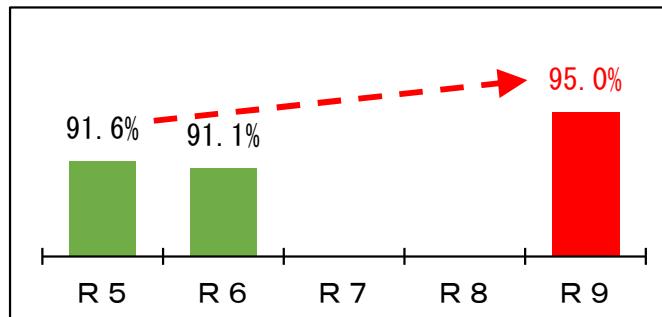
⑤母国語を用いた災害防止の教育を行っている事業場の割合



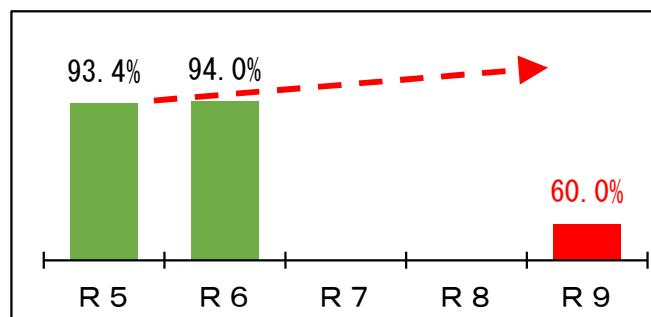
⑥荷役作業における安全ガイドラインに基づく措置を実施する陸上貨物運送業等の事業場の割合



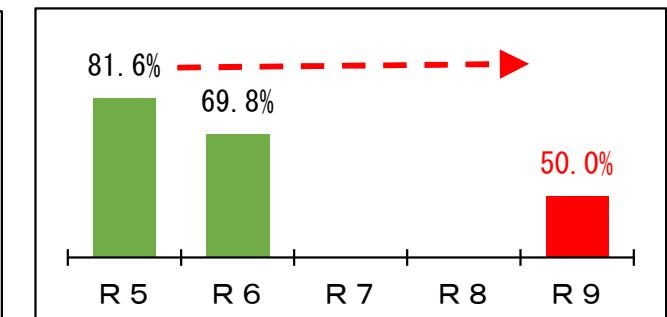
⑦墜落・転落災害の防止に関するRAに取り組む建設業の事業場の割合



⑧機械によるはざまれ・巻き込まれ防止対策に取り組む製造業の事業場の割合

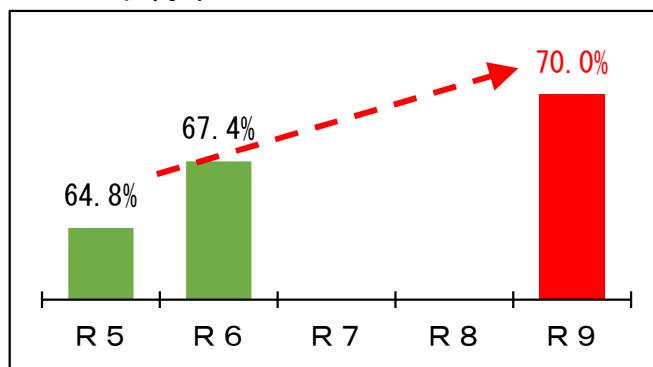


⑨伐木等作業の安全ガイドラインに基づく措置を実施する林業の事業場の割合

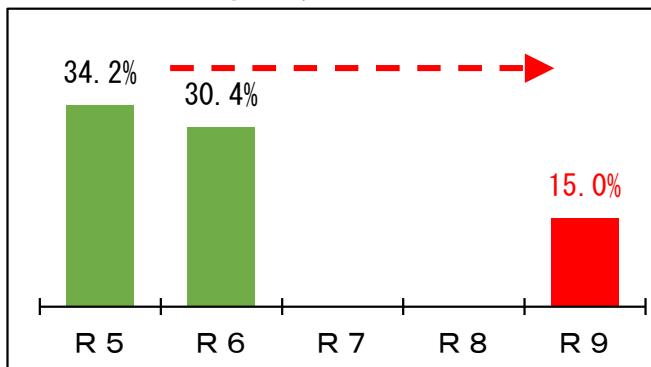


< 14次防 アウトプット指標（達成を目指す事項）の進捗状況 > (R7はR7.9月末現在の速報値による。)

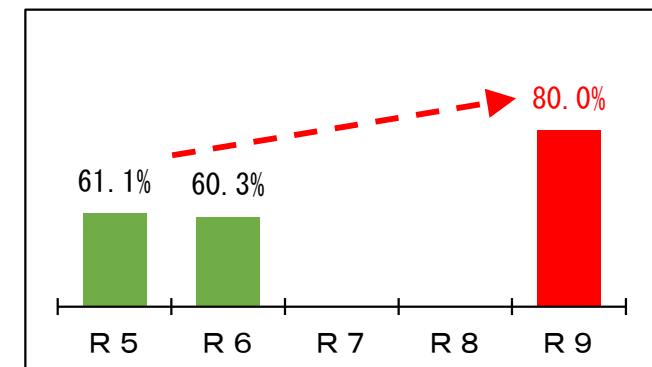
⑩事業場における年次有給休暇の取得率



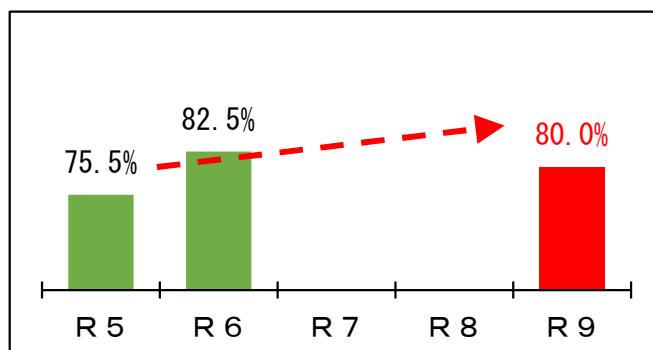
⑪勤務間インターバル制度を導入している事業場の割合



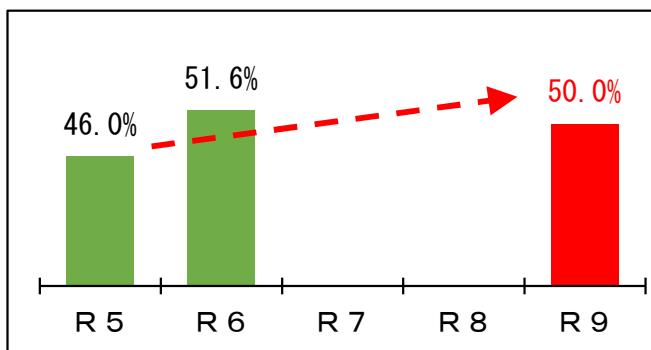
⑫メンタルヘルス対策に取り組む事業場の割合



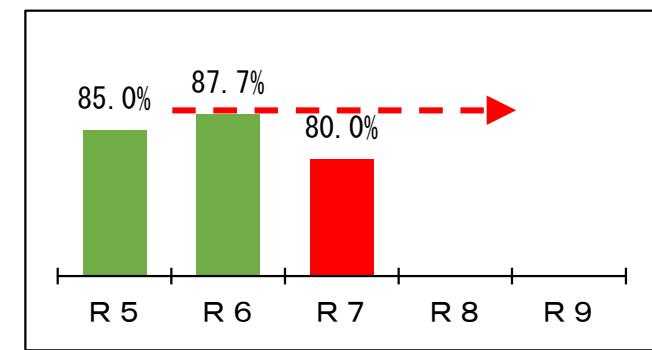
⑬必要な産業保健サービスを提供している事業場の割合



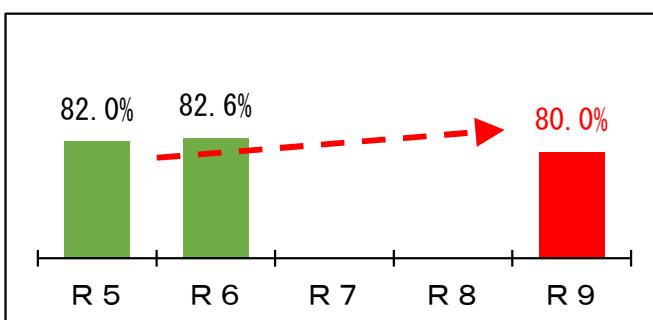
⑭50人未満の小規模事業場におけるストレスチェックの実施割合



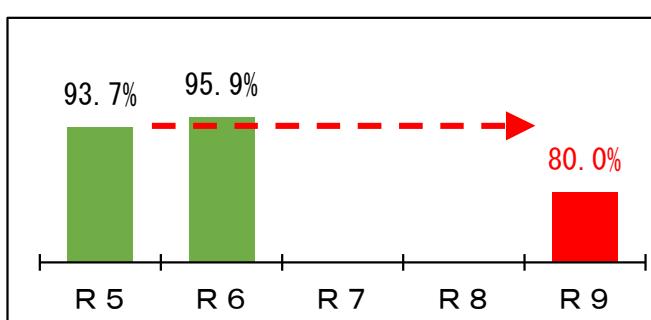
⑮RAの実施義務対象となっていない化学物質について、RAを行っている事業場の割合



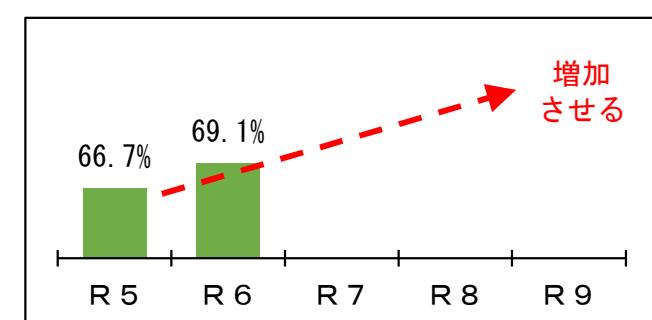
⑯RA結果に基づいて、必要な措置を実施している事業場の割合



⑰SDS交付の義務対象となっていない化学物質について、SDSの交付等を行っている事業場の割合



⑱熱中症災害防止のために暑さ指数を把握している事業場の割合



これまでの実施状況

◆労働災害防止対策

- ・労働基準監督署における個別指導等において、事業場の労働災害防止対策、安全衛生管理体制の活動状況、雇入時・非定常作業時等の安全衛生教育の実施状況について確認し、必要な指導(325件)を実施。
- ・労働者の作業行動による転倒等の災害防止、高年齢者の災害防止について、各地域・業種における災害発生状況などを考慮して災害防止のための講習会・セミナー等を開催(35回・参加者約1,700人)。

◆健康確保対策

- ・メンタルヘルス対策のため、ストレスチェック制度の実施と小規模事業場への対策の周知と取組に対する支援するための講習会等を開催(8回・参加者約200人)。
- ・岐阜産業保健総合支援センター、各地域産業保健センター、地域保健所とも連携し、メンタルヘルス対策・治療と仕事の両立支援対策などが必要な事業場へ支援業務などの利用を勧奨。

◆化学物質等による健康障害防止対策

- ・新たな化学物質規制による自律的管理制度の円滑な実施のため、講習会等の開催(5回・参加者約300人)し、事業場での化学物質のリスクアセスメント結果に基づく必要な措置など実施への支援に努めている。また、対象物質の拡大など必要な情報については引き続き、周知等を行う。

今後の取組

- ・労働災害発生状況などを把握し、14次防の目標値の進捗管理を行い、引き続き労働災害防止対策の徹底、各種講習会の開催などによる関係法令・防止対策などの周知・支援や、労働基準監督署による個別指導等を計画・実施し、労働災害の減少と14次防の目標の達成に努める。
- ・ストレスチェック制度の義務化など安衛法等の改正について周知・説明を行う。

エイジフレンドリーガイドライン

(高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン)

働く高年齢者の特性に考慮した職場を目指しましょう。

ガイドラインの概要

- 1 安全衛生管理体制の確立
- 2 職場環境の改善
- 3 健康や体力の状況の把握
- 4 健康や体力の状況に応じた対応
- 5 安全衛生教育

国による支援

エイジフレンドリー補助金の活用

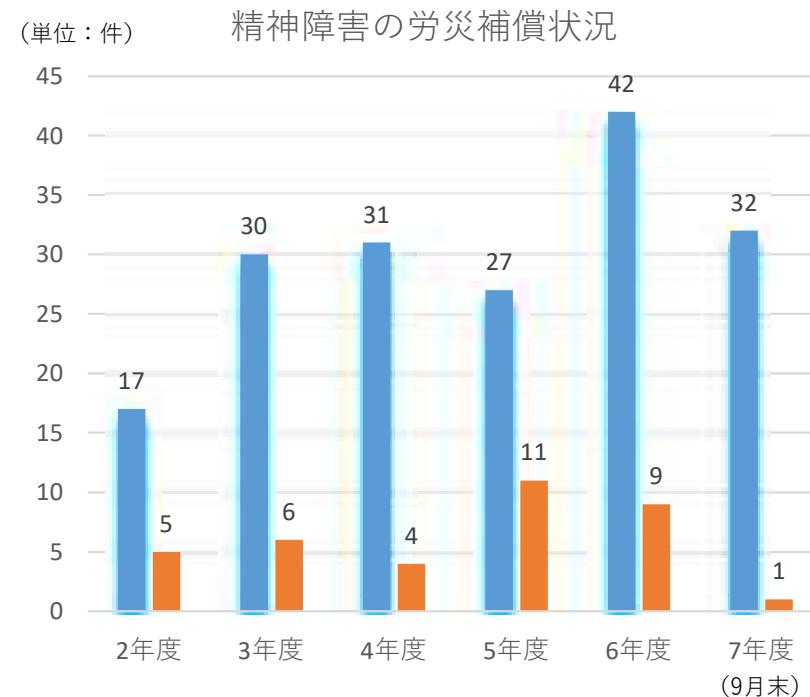
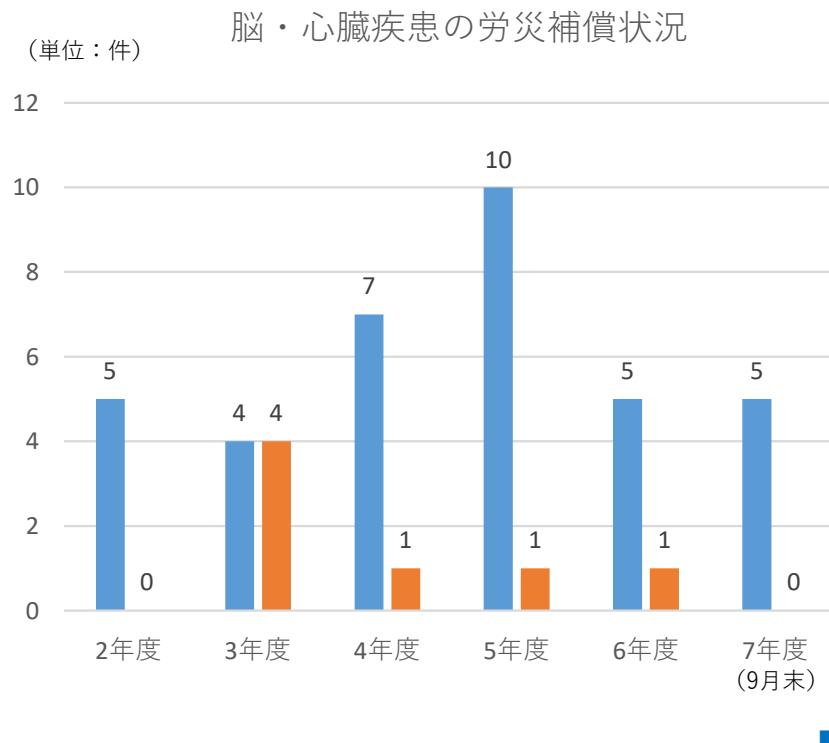


(4) 労災保険給付の迅速・適正な処理

- 労災保険給付の請求について、迅速な事務処理を行うとともに、認定基準に基づいた適正な認定を実施。

<これまでの実施状況>

- ◆過労死等事案（脳・心臓疾患及び精神障害事案）のうち、特に精神障害事案の請求件数は近年大幅に増加している。
- ◆過労死等事案の事務処理に当たっては、監督・安全衛生担当部署と連携した調査を確実に実施するとともに、認定基準に基づいた迅速かつ適正な認定を実施している。



<今後の取組>

- ・労災保険給付の請求について、引き続き関係部署と連携を図り、効率的かつ効果的な調査を実施するとともに、認定基準に基づく適正な認定を行う。

VII労働保険適用徴収業務の適正な運営

1 労働保険の未手続事業一掃対策

- 労働保険未手続事業一掃業務(委託事業)の受託事業者と連携して行う。
- 令和7年度中に加入勧奨件数2,096件、成立件数435件を目標として推進。

<これまでの実施状況>

未手続事業一掃対策の推進状況（9月末比）

	未手続事業場 名簿件数	勧奨件数	成立件数
6年度	1,283件	328件	145件
7年度	911件	308件	197件
差	△372件	△20件	52件
6年度末	1,540件	848件	379件

<今後の取組>

- ・未手続事業場の把握と加入勧奨、職権成立等の対応を行う。
- ・11月の未手続事業一掃強化期間に、周知用ポスターの掲載、事務組合、関係団体、市町村あてに周知を依頼する。

2 収納未済額の縮減

- 収納率の向上を重要課題とし、高額滞納事業主、複数年度にわたる滞納事業主を重点に、適正かつ実効ある滞納整理を実施。
- 法定期限内の確実な納付や納付事務の負担軽減につながる口座振替制度のより一層の周知を図り利用促進に取り組む。

<これまでの実施状況>

労働保険料徴収決定及び収納状況（9月末比）

	徴収決定額	収納済額	収納率
6年度	512.6億円	220.2億円	42.95%
7年度	508.2億円	220.4億円	43.37%
差	△4.4億円	0.2億円	0.42P
6年度末(岐阜)	519.4億円	515.1億円	99.18%
6年度末(全国)	42,288.4億円	41,892.2億円	99.06%
	7年度末目標収納率 = 7年度全国平均収納率以上		

滞納整理強制措置の推進状況（9月末比）

	財産調査	差押え (実数)	交付要求
6年度	170件	29件	20件
7年度	291件	73件	18件
差	121件	44件	△2件
6年度末	295件	118件	52件

<今後の取組>

- ・収納率が全国平均を上回るよう、効率的な督促業務、財産調査、差押えを実施する等、計画的に収納率の向上に取り組む。
- ・指定期限前に外部委託を活用した電話による納付督励を行い指定期限までの納付を促す。



○ハローワークマッチング機能の総合評価（令和6年度の結果）

	項目／ハローワーク名	岐阜	大垣	多治見	高山	恵那	岡	美濃加茂	中津川	
主 要 指 標	就業件数（一般）	令和6年度実績	6,044	1,590	3,062	1,937	712	1,765	1,255	1,053
		過去3年平均	6,795	4,006	3,266	2,081	757	1,861	1,395	1,139
充 足 指 標	充足件数（一般、受援地ベース）	令和6年度実績	7,179	1,064	3,214	1,860	591	1,866	1,088	983
		過去3年平均	7,574	3,874	3,417	2,009	649	1,820	1,140	1,096
雇用扶助受給者の早期再就職件数	令和6年度実績	2,400	1,269	1,321	909	234	501	528	265	
		過去3年平均	2,318	1,305	1,240	962	160	471	475	256
満 足 指 標	満足度（求人数）	令和6年度実績	87.9%	79.0%	75.0%	87.1%	94.0%	77.7%	88.1%	80.0%
		令和5年度実績	82.4%	84.7%	73.5%	73.8%	82.0%	73.7%	77.0%	85.7%
満 足 指 標	満足度（就職者）	令和6年度実績	93.0%	90.8%	92.1%	92.6%	91.4%	91.3%	91.9%	94.5%
		令和5年度実績	91.2%	90.8%	95.7%	97.3%	93.0%	96.4%	93.4%	94.6%
特 別 指 標	①生活保護受給者の就職率	令和6年度実績						69.4%		
		過去3年平均						67.6%		
	②障害者の就職件数	令和6年度実績	874	436	278	198	53	134	90	
		過去3年平均	819	348	257	174	46	129	81	
	③新規受取ナビゲーターの実績による新規受取件数（就業者数）の比率（就業者数）	令和6年度実績	539	345				164		
		過去3年平均	—	369						
	④ハローワークの就職紹介により、新規就業に向けた問い合わせ件数（新規就業者数）	令和6年度実績	652		189					
		過去3年平均	609		145					
	⑤就業登録者（ハローワーク登録）を新規登録して、就職したアリーダーまでのうち、正社員として就職した者の割合	令和6年度実績								
		令和5年度実績								
⑥就業的就業登録終了3か月後の就職件数	令和6年度実績									
		過去3年平均								
⑦マザーエハローワーク事業における妊娠着床による新規受取を受けた既往受取件数の割合	令和6年度実績	97.0%	100.0%							
		過去3年平均	98.1%	96.5%						
⑧人材不足分野の就職件数	令和6年度実績	1,722	836	722	962	177	363	306	703	
		過去3年平均	1,575							
⑨生涯再就職支援窓口での65歳以上の就職率	令和6年度実績	93.5%		117.2%	83.7%					
		過去3年平均	99.8%		94.7%					
総合評価		徴収的な徴集	徴収的な就業	徴収的な就業	貢献的な就業	徴収的な徴集	徴収的な徴集	徴収的な徴集	徴収的な徴集	

○ハローワークマッチング機能の総合評価は、全国の全てのハローワークで実施する「主要指標」「補助指標」と、ハローワークごとに重点的に取り扱う「所轄指標」を、労働市場の状況や実績量が同程度のハローワークをグループに分け、その中で比較を行っている。

各ハローワークは、過去の実績との比較により振り返りを行い、所員が取組範囲について分析を行う。

※各項目の下記は、過去の3年平均の実績である。（前年度実施していない項目を除く）



最低工賃について

令和7年度 第1回地方労働審議会資料

岐阜労働局労働基準部

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

陶磁器上絵付業委託者数等の推移

各年4月1日現在 委託状況届集計値

年 度 (西暦)	陶磁器上絵付業	
	委託者数	家内労働者数
平成6年度 (1994年)	104	1,046
平成8年度 (1996年)	23	709
平成27年度 (2015年)	25	229
平成30年度 (2018年)	24	234
令和3年度 (2021年)	19	120
令和6年度 (2024年)	17	103
令和7年度 (2025年)	17	98

男子既製洋服製造業・婦人服製造業 委託者数等の推移

各年4月1日現在 委託状況届集計値

年 度 (西暦)	男子既製洋服製造業		婦人服製造業	
	委託者数	家内労働者数	委託者数	家内労働者数
平成 6 年度 (1994年)	21	599	27	607
平成 23 年度 (2011年)	5	54	18	125
平成 26 年度 (2014年)	3	47	13	90
平成 29 年度 (2017年)	3	32	9	56
令和 2 年度 (2020年)	2	10	9	46
令和 5 年度 (2023年)	1	8	8	31
令和 6 年度 (2024年)	1	7	2	5
令和 7 年度 (2025年)	1	7	4	15

最低工賃決定の仕組み

最低工賃は、

- 厚生労働大臣又は都道府県労働局長が、
- 一定の地域内において一定の業務に従事する工賃の低廉な家内労働者の労働条件の改善を図るため、
- 審議会の意見を尊重して決定

(家内労働法第8条第1項)

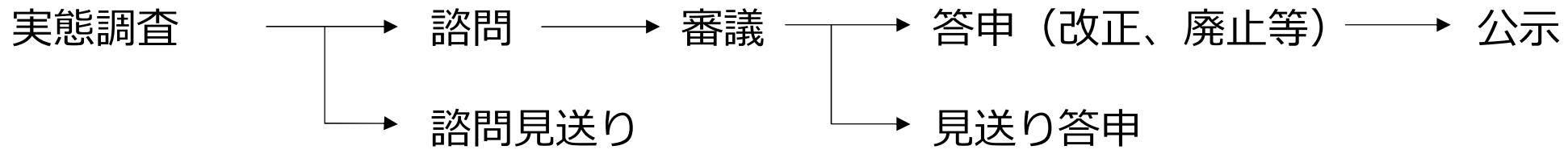
最低工賃の額は、

- 最低工賃を決定しようとする地域内において、
- 同一又は類似の業務に従事する労働者に適用される最低賃金との均衡を考慮して
- 物品の一定単位毎に決定

(家内労働法第13条第1項、第2項)

諮詢から効力発生までの流れ（概要図）





1. 新設

新たに最低工賃を設立するもの。

2. 改正

諮詢した結果、最低工賃改正の答申がなされたもの。

3. 廃止

諮詢した結果、最低工賃廃止の答申がなされたもの。

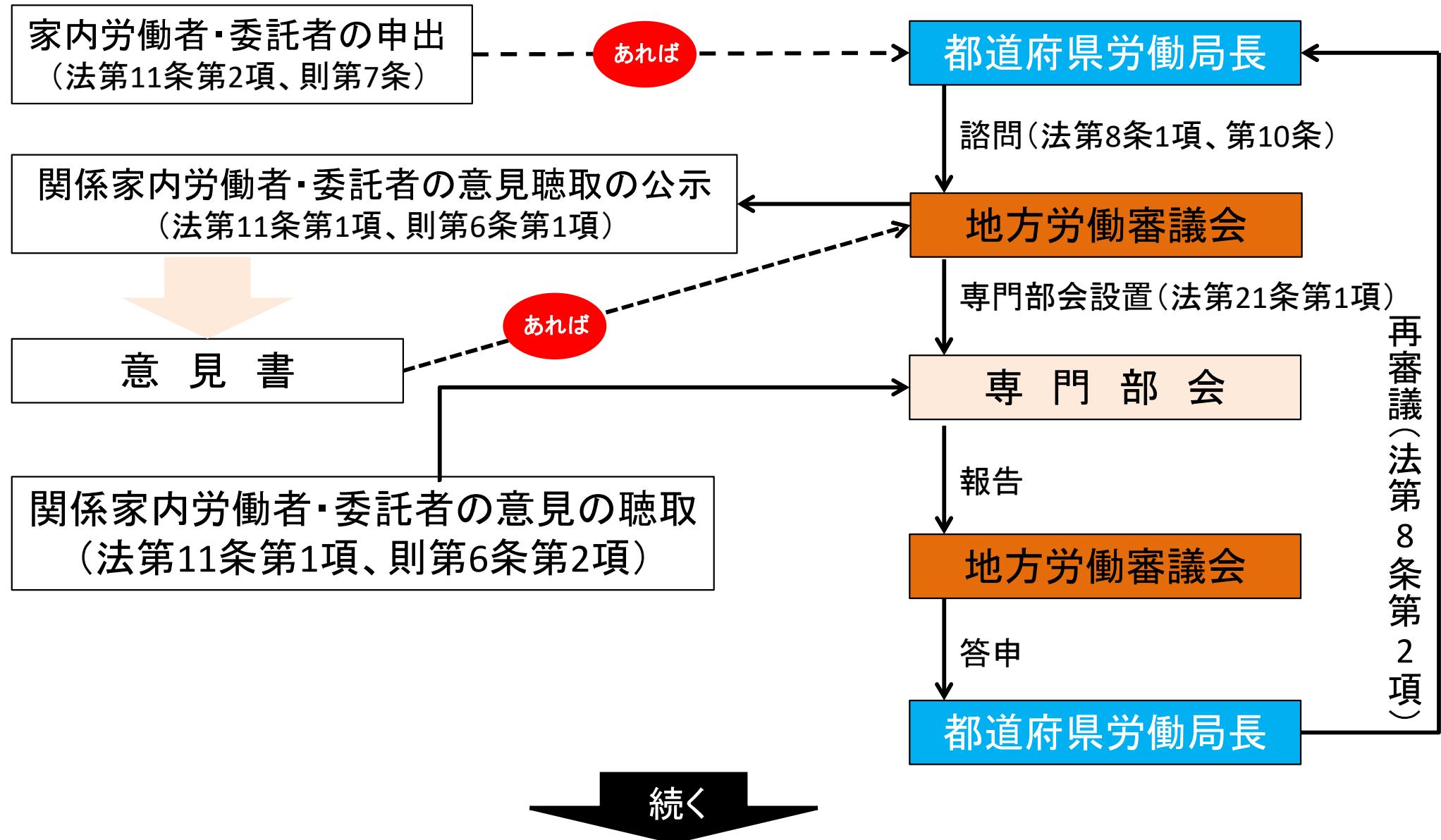
4. 見送り答申

諮詢した結果、見送りが妥当との答申がなされたもの。

5. 改正諮詢見送り

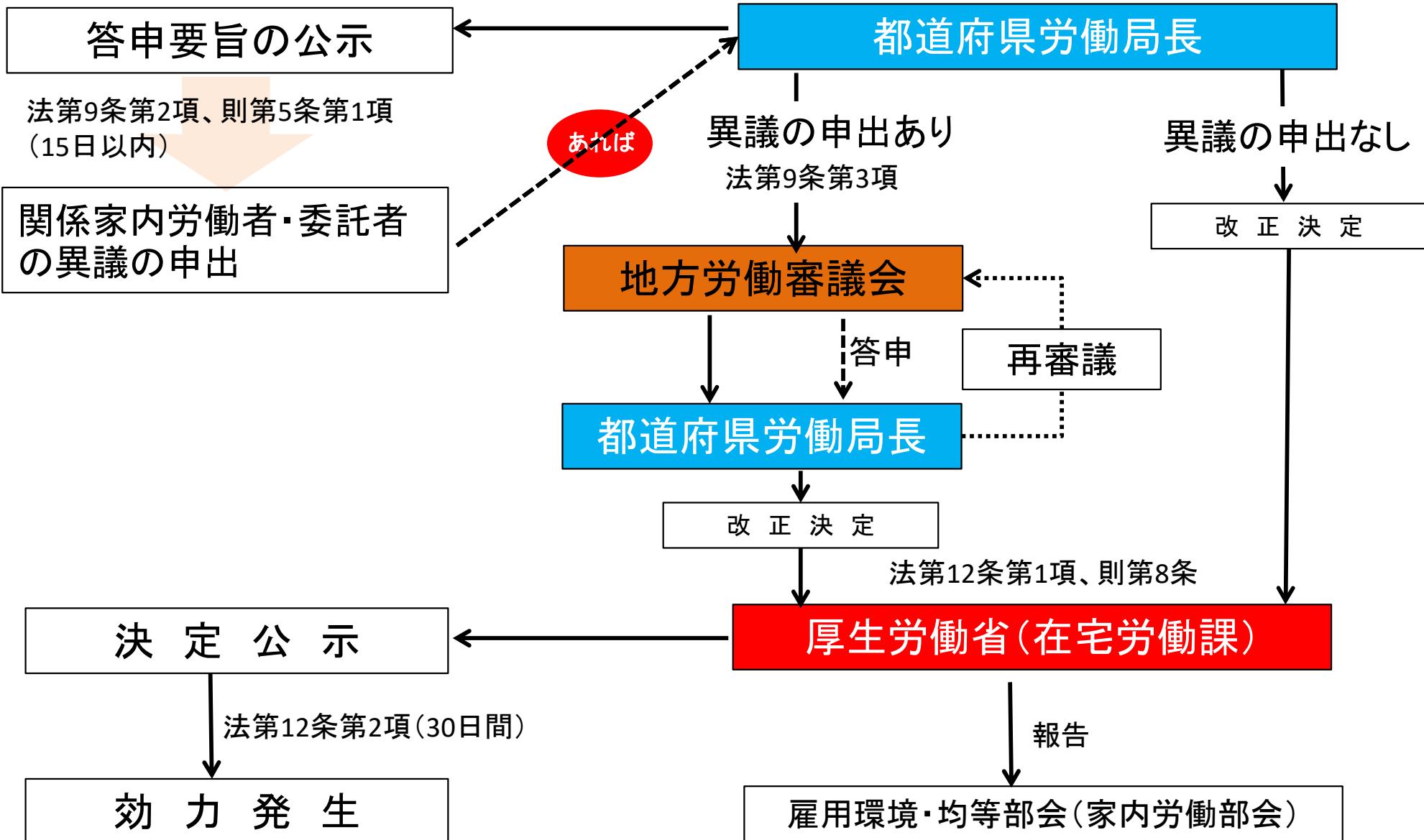
諮詢するに先立って、実態調査等の結果を踏まえ、改正を行える状態ではないものと判断した場合に、各委員に説明し、了解を得た上で、諮詢を見送るもの。

最低工賃決定の手順①



最低工賃決定の手順②

法第9条第1項、則第4条



最低工賃一覽

岐阜県で適用する最低工賃一覧

第十一章

第六章

卷之三

萬葉集上卷

新幹線せんりん運送事業運工費は平成26年3月31日限りで廃止となりました。